

議案第26号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月条例第25号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第53条の2第6項中「第4項中」を「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、」に、「前項中」を「前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、」に改める。

(甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「から第14条まで」を「、第13条」に改め、同項の表第14条の項を削り、同表第40条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部を改正する府令の施行等に伴い、所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。